

家きんの死亡羽数報告の終了について

これまでご協力いただいていた毎週の死亡羽数報告について、鳥インフルエンザの特定症状の早期通報の徹底を前提として、当所への報告を終了いたします。（6月以降の報告は不要です）

なお、当所への報告は終了としますが、特定症状をはじめとする異常家きんの早期発見のため、毎日の死亡羽数の記録を継続し、特定症状が認められた場合は、直ちに当所までご連絡ください。死亡羽数の記録等については、巡回時に確認させていただきます。

特定症状とは・・・

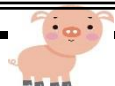
- ① 同一家きん舎内において、1日の死亡率が、過去21日間の平均死亡率の2倍以上になる場合
（飼養管理のための設備の故障、気温の急変など高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものが明らかな場合を除く）
- ② 簡易検査等で、A型インフルエンザの抗原又は抗体が確認された場合

家畜伝染病予防法第13条の2により、特定症状を示した家畜を発見した獣医師または家畜所有者は、速やかに家畜保健衛生所へ届けなければならないと定められています。

高病原性又は低病原性鳥インフルエンザの疑いが否定できない場合も連絡をお願いします。

◎鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率低下等の症状

◎5羽以上がまとまって死亡又はうずくまっている場合



滋賀県家畜保健衛生所



（本所）近江八幡市西本郷町226-1

TEL:0748-37-7511 FAX:0748-37-4821

緊急携帯:090-3613-7486

（北西部支所）高島市今津町弘川249-1

TEL:0740-22-2145 FAX:0740-22-6681

緊急携帯:080-6176-8052